



山形県公報

平成17年4月19日(火)
第1636号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| あらたに生じた土地の確認.....             | (市町村課) ...445        |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....           | (置賜総合支庁福祉課) ... 同    |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....      | (農村計画課) ...446       |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....    | (都市計画課) ... 同        |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | ( 同 ) ... 同          |
| 道路の区域の変更.....                 | (庄内総合支庁建設総務課) ...447 |
| 県道の供用の開始.....                 | ( 同 ) ... 同          |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会4月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ...448 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ... 同  |
| 山形県結核予防計画の策定.....         | (保健薬務課) ... 同        |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第377号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、温海町長から、同町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 土地の所在

温海町大字鼠ヶ関字興屋41番1及び同41番1に接する国有地に隣接する公有水面埋立地並びに同41番1及び同41番15に隣接する公有水面埋立地

#### 2 面積

2,746.30平方メートル

#### 山形県告示第378号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの<br>種類   | 指定年月日    |
|---------------------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------|
| 株式会社家具のいいづか<br>南陽市宮内4558番地1                 | ウエルランドいいづか<br>南陽市宮内4558番地1     | 福祉用具貸与          | 平成17.4.8 |
| 特定非営利活動法人あすなろ<br>の会<br>米沢市大字館山字西台811番<br>地2 | グループホームあすなろ南陽<br>南陽市宮内2767番地15 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 同        |

## 山形県告示第379号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年4月19日

山形県知事 齋藤 弘

| 事業名          | 地区名  | 工事完了年月日    |
|--------------|------|------------|
| 県営ため池等整備事業   | 藤田   | 平成17年3月31日 |
| 県営ため池等整備事業   | 二ツ沼  | 平成17年3月31日 |
| 経営体育成基盤整備事業  | 宮原   | 平成17年3月29日 |
| 県営ため池等整備事業   | 虎吉沢  | 平成15年12月2日 |
| 水田農業振興緊急整備事業 | 櫛引東部 | 平成17年3月31日 |
| 湛水防除事業       | 尾花   | 平成17年3月31日 |

## 山形県告示第380号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月19日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画地区計画
  - (2) 名称 北部地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第381号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月19日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
鶴岡都市計画高度地区
- 2 縦覧の場所

## 土木部都市計画課

## 山形県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月19日から同年5月2日まで縦覧に供する。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長    |
|-----------------------------------|------|----------------------|--------|
| 西田川郡温海町大字五十川字安土72番1から<br>同 70番1まで | 旧    | 10.8メートル<br>?<br>9.8 | 10メートル |
| 同 上                               | 新    | 10.8メートル<br>?<br>9.8 | 同上     |

## 山形県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月19日から同年5月2日まで縦覧に供する。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 西田川郡温海町大字五十川字安土72番1から  
同 70番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月19日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成17年4月19日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年4月21日（木）午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎601会議室
- 3 議 題
  - (1) 平成17年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
  - (2) 山形県産業教育審議会委員の解嘱（解任）及び委嘱（任命）について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 東日本保育研究会
  - (2) 代表者の氏名  
福島 寛倫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市三日町一丁目2番14号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、すべての乳幼児を持つ親とその家族、保育園及び保育士、幼稚園及び幼稚園教諭、児童館及びその職員、保育及び育児に関心を持つ人々に対し、保育及び家庭育児における方法とその論理を提供し、子供の健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ジェイサポート
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 健司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市新海町12番9号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域に存在する課題を解決し、より良い地域にするために、以下の内容を目的とする。
    - (1) 一般家庭においてパソコンを使っている方々に対して、ソフトの使い方、トラブル、設定の仕方等に関するサポート事業を行い、パソコンを使用する人のレベル・アップに寄与するとともに、その楽しさを知ってもらう。
    - (2) 硬式テニスの愛好家又は興味を持っている方々に対して、テニスをできる環境を整え、指導を行うことにより、テニスの振興に寄与する。
    - (3) 地道に音楽活動を行っている人たちに対して、定期的に演奏を披露する機会を与えること等によって、音楽文化の振興に寄与する。

結核予防法（昭和26年法律第96号）第3条の4の規定により山形県結核予防計画を定めたので、その計画書を健康福祉部保健業務課及び各保健所において縦覧に供する。

平成17年4月19日

山形県知事 齋 藤 弘

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤       | 正                   |
|------------|------------|-----|-------|---------|---------------------|
| 平成16. 4. 1 | 号外(24)     | 16  | 下から15 | 都市計画専門員 | 都市計画専門員、都市<br>施設専門員 |
| 同          | 同          | 同   | 下から13 | 都市整備を   | 都市整備の業務を            |
| 同          | 同          | 同   | 下から7  | 住宅指導を   | 住宅指導の業務を            |
| 平成17. 3.31 | 号外(15)     | 4   | 17    |         |                     |

誤

「 本人 未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 に改め、  
」

正

「 本人 未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 に、  
」

「 1 閲覧 2 写しの交付(郵送による交付の希望 有) 3 視聴  
1 行政情報センター(県庁) 2 総合支庁窓口( )  
3 出先機関窓口( ) を  
」

「 閲覧 写しの交付(郵送による交付の希望 有) 視聴  
行政情報センター(県庁) 総合支庁窓口( ) に改め、  
出先機関窓口( )  
」

平成17年4月19日印刷  
平成17年4月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056